

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項に規定する技能検定（前期）を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和三年三月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 実施する検定職種及びその等級

実施する検定職種、作業及び職種に応じ実施する等級は次のとおりであり、実技試験及び学科試験によって行います。

1 一級

造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業及びマシニングセンタ作業）、放電加工（ワイヤ放電加工作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業）、工場板金（曲げ板金作業及び打出し板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（射出成形作業及び真空成形作業）、石材施工（石張り作業）、酒造（清酒製造作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業及び化粧フィルム工事作業）、表装（表具作業及び壁装作業）、塗装（建築塗装作業及び金属塗装作業）、写真（肖像写真デジタル作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

2 二級

造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業及びマシニングセンタ作業）、放電加工（ワイヤ放電加工作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業）、工場板金（曲げ板金作業及び打出し板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、電子

機器組立て（電子機器組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（射出成形作業及び真空成形作業）、石材施工（石張り作業）、酒造（清酒製造作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業及び化粧フィルム工事作業）、表装（表具作業及び壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業）、写真（肖像写真デジタル作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

3 三級

造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、左官（左官作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

4 単一等級

製麺（手延べ干し麺製造作業）

二 実施期日及び実施場所等

1 実技試験

(一) 実施期日

令和三年六月七日（月）から同年九月十二日（日）までの間において、別途奈良県職業能力開発協会が指定する日に行います。

(二) 実施場所

別途奈良県職業能力開発協会から通知します。

(三) 問題の公表

実技試験の問題は、令和三年五月三十一日（月）以降、奈良県職業能力開発協会において閲覧に供するとともに、受検申請者宛て送付します。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しません。

(四) 手数料

奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）で定める額とします。

2 学科試験

(一) 実施期日

検定職種	実施期日
<p>三級造園（造園工事作業）、三級機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンタ作業）、三級仕上げ（機械組立仕上げ作業）、三級機械検査（機械検査作業）、三級電子機器組立て（電子機器組立て作業）、三級左官（左官作業）及び三級フラワー装飾（フラワー装飾作業）</p>	<p>令和三年七月十一日（日）</p>
<p>一級及び二級造園（造園工事作業）、一級及び二級金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、一級及び二級プラスチック成形（射出成形作業及び真空成形作業）、一級及び二級塗装（建築塗装作業及び金属塗装作業）、二級塗装（噴霧塗装作業）、三級金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）並びに単一等級製麺（手延べ干し麺製造作業）</p>	<p>令和三年八月二十二日（日）</p>
<p>一級及び二級機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業及びマシニングセンタ作業）、一級及び二級鉄工（構造物鉄工作業）、一級及び二級電子機器組</p>	<p>令和三年八月二十九日（日）</p>

立て（電子機器組立て作業）、一級及び二級建設機械整備（建設機械整備作業）、一級及び二級家具製作（家具手加工作業）、一級及び二級建具製作（木製建具手加工作業）、一級及び二級印刷（オフセット印刷作業）、一級及び二級左官（左官作業）、一級及び二級畳製作（畳製作作業）並びに一級及び二級内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業及び化粧フィルム工事作業）

一級及び二級写真（肖像写真デジタル作業）

令和三年九月一日（水）

一級及び二級放電加工（ワイヤ放電加工作業）、一級及び二級建築板金（内外装板金作業）、一級及び二級工場板金（曲げ板金作業及び打出し板金作業）、一級及び二級仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、一級及び二級石材施工（石張り作業）、一級及び二級酒造（清酒製造作業）、一級及び二級タイル張り（タイル張り作業）、一級及び二級表装（表具作業及び壁装作業）並びに一級及び二級フラワー装飾（フラワー装飾作業）

令和三年九月五日（日）

(二) 実施場所

別途奈良県職業能力開発協会から通知します。

(三) 手数料

奈良県手数料条例で定める額とします。

三 受検申請の手続

1 提出書類等

- (一) 技能検定受検申請書（以下「申請書」といいます。）

- (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
(三) 手数料（郵送による申請の場合は振込明細書等の写し）

2 提出先

奈良県職業能力開発協会

住所 郵便番号六三〇―八二二三 奈良市登大路町三八番地の一 奈良県中小企業会館二階

電話 〇七四二（二四）四一二七

3 受付期間

- (一) 直接持参による申請の場合
令和三年四月五日（月）から同月十六日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除きま
す。）

- (二) 郵送による申請の場合

令和三年四月五日（月）から同月十六日（金）まで（令和三年四月十六日まで
の消印有効）

4 受検申請に関する注意

- (一) 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験ですので、受検するためには
原則として一定の実務経験が必要となります。
- (二) 申請書の用紙及び受検案内は、令和三年三月二日（火）から同年四月十六日（
金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きま
す。）、奈良県職業能力開発協会等で配布します。
- (三) 申請書を郵送する場合は、必ず簡易書留とし、封筒の表面に「技能検定受検申
請書在中」と朱書してください。
- (四) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する
必要はありません。
- (五) 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場
合でも手数料は返還しません。

四 合格の発表等

1 技能検定合格者の発表

令和三年十月一日（金）（同年七月十一日（日）に学科試験を実施する職種につ

いては、同年八月二十七日（金）に、合格者の受検番号を県ホームページに掲載
します。

2 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、奈良県職業能力開発
協会から令和三年十月一日付け（同年七月十一日（日）に学科試験を実施する職種
については、同年八月二十七日付け）の書面で通知されます。

3 技能検定合格証書等の交付

一級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三級の技
能検定の合格者には知事名の合格証書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士
章が交付されます。

五 その他

技能検定について不明な点は、奈良県産業・観光・雇用振興部雇用政策課又は奈良
県職業能力開発協会までお問い合わせください。